

仏歴 2546（2003）年地理的表示保護法

国王ラーマ 9 世

仏歴 2546 年 10 月 20 日

現国王治世 58 年

ラーマ 9 世国王陛下は、仁愛深く以下を宣言する。

便宜上、地理的表示の保護についての法律を制定する。

本法が個人の権利と自由の制限に関係する一定の規定を含むという認識の下、その点に於いてはタイ王国憲法第 29 条が、第 50 条と併せ、法的に認めるものであるとする。

それゆえ、国会の助言と承認に基づき、以下の通り、国王により制定されるものである。

第 1 条

本法は「仏歴 2546（2003）年地理的表示保護法」と呼称されるものとする。

第 2 条

本法は、政府官報での公示日から 180 日後に施行されるものとする。

第 1 章

一般条項

第 3 条 本法において、

「地理的表示」とは、原産地の呼称または表現に使われる名称、記号又はその他の事物であり、当該の原産地に由来する商品について、その商品の特定の品質、評判、又は特性がかかる原産地に帰せられるものであることを識別可能とするようなものを意味する。

「原産地」とは、国、領土、地方及びその圏域にある場所を意味し、海、湖、川、水路、島、山、その他類似の性質を持つ地域も含むものとする。

「商品」とは、自然に存在しているものであれ農産物となるものであれ、販売、交換、

又は譲渡が可能な動産を意味し、また手工芸品と工業製品も含む。

「一般名称」とは、何らかの種類の商品に言及するものとして普遍的に知られている名称を意味する。

「委員会」とは、地理的表示委員会を意味する。

「担当官」とは、本法に基づく公務を行うために局長により任命される者を意味する。

「登録官」とは、局長、又は本法に基づく公務を行う登録官として大臣により任命される者を意味する。

「局長」とは、知的財産局局長を意味する。

「大臣」とは、本法の実施を監督し、管理する大臣を意味する。

第4条

商務大臣は、本法の実施を監督及び管理するものとし、また、登録官の任命、本法付記の料率を超えない範囲で料金を規定する省令の発布、料金の減免又は免除、並びに本法の実施のためのその他の行動を規定する権限を有するものとする。

かかる省令は政府官報による公布をもって施行されるものとする。

第2章

地理的表示の登録

第5条

任意の種別の商品について登録を意図する地理的表示は、次に掲げるものであってはならない。

- (1) かかる地理的表示の使用を意図する商品自体の一般名称であるもの
- (2) 公共秩序、公衆道徳又は公共政策に反する地理的表示であるもの

第6条

本法の下で保護を受ける資格のある外国の地理的表示とは、当該地理的表示が当該国の法の下で保護を受ける資格があること、並びにタイ王国での登録申請の日に至るまで継続的に使用されてきていることが明確な証拠により立証されているものとする。

第 7 条

地理的表示の登録申請の資格を有する者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 政府機関、公共機関、国営企業、地方政府組織又はその他法人格を持つ公的機関であって、その管轄の及ぶ地域が当該商品の原産地を含むもの
- (2) 自然人、団体又は法人であって、地理的表示が使用される商品に関わる産業に関与し、及び当該商品の地理的表示の地域に居住するもの
- (3) 地理的表示が使用される商品を消費する消費者により構成される集団又は組織

第 8 条

第 7 条における申請者のうち、タイ国籍を有さず、外国の地理的表示の登録を申請しようとする者は、次に掲げるいずれかの資格を有していなければならない。

- (1) タイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約又は協定の締約国の国籍を有していること。
- (2) タイ国内、又はタイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約又は協定の締約国内に、住所又は実際の事業所を有していること。

第 9 条

地理的表示の登録申請は、省令に規定される規則と手続に則って行われるものとする。

第 10 条

地理的表示の登録申請は、商品の品質、評判又はその他の特性についての詳細項目、原産地、及びその他省令により定める詳細項目から成るものとする。

第 11 条

地理的表示の登録申請の受領後、担当官は、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条並びに第 10 条に定める規則への適合の成否を確認するため、申請の審査を行い、申請の受領日から 120 日以内に、審査報告及び所見を登録官への提出のため作成するものとする。

第 12 条

担当官は、第 11 条に定める申請の審査を行う際、申請者若しくは関係者を、担当官に対する陳述又は追加的な証拠の提供のため召喚することができる。登録官は、決定すべき事項に関連する分野の専門家の意見を求める必要がある場合、検討と意見提供を求め

るため、その事項を当該専門家に照会するものとする。

第 13 条

当該申請が第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条並びに第 10 条いずれかに定める規則に適合しない場合にあっては、登録官は、審査報告書の受領日から 30 日以内に申請棄却の命令を發布し、また同日より 15 日以内に、その旨及びその理由を書面により申請者に通知するものとする。

申請者は、かかる通知の受領日から 90 日以内に、登録官の命令に対して委員会に上訴する権利を有する。当該申立は省令で定める規則と手続に基づいて行われるものとする。

第 14 条

申請者の申立についての委員会の決定後、決定の日から 15 日以内に、その旨及びその理由が書面により申請者に通知されるものとする。

申請者は、委員会の決定後その決定に異議を持つ場合、当該決定の通知の受領日から 90 日以内に、裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。期間内に訴訟が開始されなかったときは、委員会の決定が確定審決とみなされるものとする。

第 15 条

当該申請が第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条並びに第 10 条に定める規則に適合し、かつ登録官が条件付き又は無条件で登録を進めることを適切とみなす場合、登録官は、省令に規定される手続に従い、登録申請の受理を公示する命令を發布するものとする。

第 16 条

利害関係を有する者は、第 15 条に定める公示の日から 90 日以内に、登録される予定の地理的表示の登録に対する異議申立を提起することができる。

第 1 項に基づく異議申立の提起は、省令に定める規則及び手続に従って行われるものとする。

第 17 条

第 16 条に定める異議申立後、その写しが申立日から 15 日以内に申請者に提供されるものとする。

異議申立の写しの受領日から 90 日以内に、申請者は答弁書を提出し、担当官は答弁書の写しを相手方に提供するものとする。申請者による答弁書がない場合は、申請者は当

該申請を放棄したものとみなされるものとする。

異議申立と答弁書についての検討と決定については、第 12 条の規定が、必要な変更を加えた上で適用されるものとする。

第 18 条

異議申立及びその答弁書についての登録官による決定後、申請者及び異議申立人に対し、当該決定の日から 15 日以内に、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

申請者と異議申立人は、当該通知の受領日から 90 日以内に、登録官の決定について委員会に対し上訴する権利を有する。当該上訴は、省令に定める規則及び手続に従い行われるものとする。

委員会が決定を下した後、いずれかの当事者が委員会の決定に異議がある場合、かかる当事者は、当該決定の通知の受領日から 90 日以内に、裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。期間内に訴訟が開始されなかったときは、委員会の決定が確定審決とみなされるものとする。

第 19 条

第 16 条に基づく異議申立が提起されないとき、又は異議申立が提起されたものの、登録官、委員会、又は裁判所のうち事例により該当するものが第 18 条に基づき確定審決を下したとき、若しくは異議申立を棄却する確定判決を下した場合、登録官は、第 16 条第 1 項に定める期間の満了から、又は省令に定める規則及び手続に従い登録官が当該決定又は判決を受領した日より 15 日以内に、登録を求められている地理的表示を登録するものとする。

第 20 条

登録官が第 55 条又は第 19 条に基づく地理的表示の登録を発効させたとき、かかる地理的表示の保護は、申請書の提出日から効力を生ずる。

第 3 章

地理的表示登録の修正及び取消

第 21 条

登録において入力された事項について些末な誤り又は不正確さがあった場合、登録官は、

申請者による申請に呼応し、又はかかる誤り又は不正確さが登録官にとって明らかとなった時点で、当該の誤り又は不正確さの修正を命じることができる。

第 22 条

登録官が第 19 条に基づき地理的表示の登録を実施した際、登録申請又は登録自体が不法に又は隠蔽を伴って行われた、若しくは登録の際に誤った情報や声明によって行われたことが事後に明らかになった場合、利害関係者または担当官は、登録の修正又は取消について決定を求めるべく、案件を委員会に付託することを登録官に対し要請することができる。当該の修正又は取消は、省令に定める規則及び手続に従って行われるものとする。

委員会が、第 1 項に基づき当該地理的表示登録の修正又は取消についての決定を下した際、申請者に対しては決定の日から 15 日以内に当該修正又は取消の旨及びその理由が書面で通知され、またかかる修正又は取消は省令に定める手続に従い公示されるものとする。

第 23 条

第 19 条に基づく登録後に事情の変更が発生し、かかる変更の結果として地理的表示が第 5 条に定める禁止事項に該当するようになった、又は原産地に関する事項又はその他の事項が登録簿に入力されたものと乖離するようになった場合、利害関係者または担当官は、登録の修正又は取消について決定を求めるべく、案件を委員会に付託することを登録官に対し要請することができるものとし、また第 22 条第 2 項の規定が、必要な変更を加えた上で適用されるものとする。

第 24 条

第 5 条（2）に詳述される根拠に基づく登録の取消の場合であり、第 22 条又は第 23 条に定める登録の修正又は取消に向けて委員会が決定を下したときを除き、利害関係者は、当該委員会の決定に異議を持つ場合には、当該決定の通知の受領日から 90 日以内に、裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。期間内に訴訟が開始されなかったときは、委員会の決定が確定審決とみなされるものとする。

第 4 章

地理的表示の使用及び使用停止命令

第 25 条

地理的表示の登録が特定商品に対し実施されたとき、当該商品の生産者で、その商品の原産地に居住する者、又はその商品の取引に従事する商人は、登録官によって定められた条件に従い、特定商品について登録を受けた地理的表示を使用する権利を持つ。

第 26 条

第 25 条にいう者が登録上の条件に従わない方法で当該地理的表示を使用する場合、登録官はその者に対し、登録官の定めるところの期間内に条件に従うよう書面での通知により指示するものとする。かかる期間内に、合理的な正当化事由なく条件に従わなかった場合、登録官は、当該通知の受領日から 2 年を超えない範囲で、その者による当該地理的表示の使用の停止命令を、書面により発行することができる。

第 1 項に基づく地理的表示の使用停止措置を受ける者は、登録官による当該停止命令に対して、その命令の通知の受領日から 90 日以内に、委員会に上訴する権利を有する。当該の上訴は、省令に定める規則と手続に従い行うものとする。

委員会が決定を下したとき、かかる者が委員会の決定に異議を持つ場合は、当該決定の通知の受領日から 90 日以内に、裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。期間内に訴訟が開始されなかったときは、委員会の決定が確定審決とみなされるものとする。

第 27 条

次に掲げる行為は不法とみなされる。

(1) 登録申請において指定された原産地の由来ではない商品を、当該原産地に由来するものであると示す、又はそうであると他者を誤認させるような地理的表示の使用

(2) 商品の原産地及び当該商品の品質、評判又はその他の特性に関して誤認又は混同を生じさせるような方法による地理的表示の使用で、他の業者に損害を与えるもの

第 1 項にいう行為は、地理的表示の登録日以前になされた場合、合法とみなされるものとする。

第 5 章

特定商品についての地理的表示の保護

第 28 条

大臣は、任意の種類の商品を特定商品として指定する省令を發布することができる。

第 4 項の定めを条件として、特定の種類の商品が第 1 項にいう特定商品として指定された場合、当該商品について、登録申請において示された原産地に由来しないものに対する当該地理的表示の使用は、使用者がそれらの商品の真の原産地も併記している場合、又は何らかの表現若しくは行為によりそれらの真の原産地を示している場合であっても、不法である。

第 2 項にいう商品の真の原産地の表示とは、かかる商品に使用される地理的表示に関連した「～的」「～タイプ」「～スタイル」その他の表現又はそれに類するものの使用を含むものとする。

第 2 項にいう行為は、特定の地理的表示の使用者が、1994 年 4 月 15 日以前の 10 年間継続的に又はその日以前に善意で、当該地理的表示を使用してきた場合には、不法な使用とはみなされない。

第 29 条

省令により指定されるところの特定商品について、異なる原産地に由来するものが同一又は同名の地理的表示を有している場合、かかる商品に対する地理的表示の登録時点より、この場合の地理的表示の使用は、省令に定める規則及び手続に従い行われるものとする。

第 6 章

地理的表示委員会

第 30 条

「地理的表示委員会」と呼称される委員会が設置されるものとし、商務省事務次官を議長として、農業・協同組合省事務次官、法制委員会事務局長、司法長官、弁護士会の代表者、並びに、消費者保護に関わる組織や機関出身の適格者をも構成員として含む民間における適格者少なくとも 6 名から成る任命であることを条件として閣僚会議により任命された法律、政治学、科学、農業、経済、教養、歴史、幾何学、若しくは考古学の分野における適格者から成るものとする。

知的財産局局長は、当該委員会の構成員及び事務局長とする。

委員会は、任意の者を補助事務官として任命することができる。

第 31 条

委員会は、次に掲げる権限及び義務を持つものとする。

- (1) 本法に基づく省令の発布に関して、大臣に助言を与えまた諮問を受けること
- (2) 本法に基づく申立を検討しまた裁定すること
- (3) 本法に基づく地理的表示登録の修正又は取消について検討し、命令すること
- (4) 大臣により委任されるところの、地理的表示に関する他の事項について検討すること
- (5) 第 12 条に定める専門家の任命について検討すること
- (6) 本法に定めるその他の行為を実行すること

第 32 条

適格なる構成員は、4 年の任期の間在職するものとする。退任する構成員は再選され得るが、2 期を超え連続して務めることはできない。

第 33 条

任期満了による退任に加え、適格なる構成員は次に掲げる理由によって退任となる。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) 閣僚会議による解任
- (4) 破産
- (5) 禁治産者又は準禁治産者指定
- (6) 過失又は軽犯罪に基づく刑罰を除く、確定判決による収監

第 34 条

任期満了前に退任する適格なる構成員と入れ替わりに任命された適格なる構成員、又は既に任命されている適格なる構成員の任期中に追加的に任命された適格なる構成員は、既に任命されている適格なる構成員の残留任期の間在職するものとする。

第 35 条

適格なる構成員が任期満了で退任し、新しい適格なる構成員がいまだ任命されていない場合、任期満了で退任した適格なる構成員は、新任の適格なる構成員が任命されるまでの間、職務を遂行するものとする。

第 36 条

委員会の会合において、定足数には構成員の総数の半数以上が必要である。議長が会合を欠席する又は職務を遂行できない場合、出席する構成員は、当該職務を遂行するため、出席者の中から議長を選出するものとする。

会合における決定は、多数決によるものとする。票を投じるにあたり、各構成員は一人一票を有するものとする。得票数が同数となった場合、会合を代表する者が追加で一票の決定投票を行うものとする。

第 37 条

委員会は、特定の行為の検討又は実施のために、委員会による委任として小委員会を設置ことができ、小委員会の会合については第 36 条が、必要な変更を加えた上で適用されるものとする。

第 38 条

職務の遂行に際し、委員会又は小委員会は、委員会の定めた規則に基づき、立証に必要な証拠としての陳述、若しくは文書又は物品の提供を関係者に対し指示する旨の書面による命令を発する権限を有する。

第 7 章

罰則

第 39 条

第 27 条に定める行為を行った者は、200,000 バーツ以下の罰金に処す。

第 40 条

第 28 条第 2 項に定める行為を行った者は、200,000 バーツ以下の罰金に処す。

第 41 条

第 38 条に定める出廷及び陳述の提供、若しくは委員会又は小委員会への任意の文書又

は物品の提供を行わなかった者は、5,000 バーツ以下の罰金に処す。

第 42 条

本法に定める罰則を科された違反者が法人である場合、その代表取締役、経営者又は代表者は、その者が当該法人の違反について知らなかった又は承認していなかったことが証明される場合を除き、同様に当該違反に対する罰則を科されるものとする。

第 43 条

本法に定める違反は、局長により設定される罰金により決着をつけることができ、設定された罰金の違反被疑者による支払いをもって、当該違反は解決されたとみなされるものとする。

連署

タクシン・チナワット警察中佐

首相

備考

本法発布の理由は次の通りである。タイ王国は、公衆が商品の原産地について誤認・混同することを防止するため、地理的表示の保護を政策として掲げているためである。これは、関係する原産地に由来する商品の地理的表示登録申請、並びに、登録において示された商品の真の原産地に関して公衆を混同又は誤認させるような方法による地理的表示の使用禁止によって執行されることになる。同時に、そうした政策の方向性はまた、タイ王国が拘束されるところの世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」第 22 条から第 25 条の下での義務の遂行にも繋がるものであるが、タイ王国の現行法規はかかる義務に加えてかかる保護政策を擁するには適さない。便宜上、地理的表示の保護のための法律を有することは有用である。それゆえ、本法の施行が必要である。

手数料率

- (1) 地理的表示の登録申請料 各 1,000 バーツ
- (2) 地理的表示の登録に対する異議申立料 各 1,000 バーツ
- (3) 登録官の命令又は決定に対する申立料 各 1,000 バーツ
- (4) 地理的表示登録の修正の申請料 各 200 バーツ
- (5) 地理的表示登録の取消の申請料 各 200 バーツ
- (6) その他の申請料 各 200 バーツ

仏歴 2547 (2004) 年 登録申請、公示、異議申立及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正又は取消に関する規則及び手続についての省令

個人の権利と自由の制限に係る一定の規定を含む、ただしその点に於いてはタイ王国憲法第 29 条が、第 50 条と併せ、法的に認めるものである法律たる、仏歴 2546 (2003) 年地理的表示保護法の第 4 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 19 条、第 22 条及び第 26 条第 2 項に従い、商務大臣は次の通り省令を発するものである。

第 1 節

この省令は 2004 年 4 月 28 日より発効するものとする。

第 1 章

一般規定

第 2 節

本法では、

「申請」とは、地理的表示の登録申請及びその他申請を意味し、異議申立、答弁書、上訴及びその他動議を含むものとする。

第 3 節

全ての申請は局長により定められる形式によるものとする。

申請は、タイ語で完成されタイプされたもので、申請者により署名されるものとする。

申請は、局長が定めるところの手続に基づく手数料の支払いとともに、商務省知的財産局又は県商務局、若しくは局長が定めるところのその他の機関の担当官に提出、或いは商務省知的財産局の担当官宛に受領確認を要する書留又は局長が定めるところのその他の手段により送達されなければならない。

第 3 項に基づき受領確認を要する書留により送達された場合、知的財産局による申請の受領日が当該申請の提出日とみなされるものとする。

第4節

申請に身分証の写しを付さなければならない場合、

(1) 政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織、又は法人格を有する他の国家的組織の場合、申請は、当該機関を代表して、政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織又はその他の国家的組織の長により提出されるものとし、この目的のため、国家公務員の身分証についての法律に従い国家公務員の身分証の写しが、若しくはかかる機関の長としての任命状の写しが付されるものとする。

(2) 法人の場合、ただし外国法に基づき設立された法人であり、それに関して第6条に定める文書が外国における法人格を証明する身分証明書とともに提出される場合を除き、当該法人の最新の法人設立証明書（証明書を発行する法的権限を有する者により承認されたもので発行から6月以内のもの）の写しが付されるものとする。

(3) 自然人又は社団の場合、国民身分証明書、政府が発行するその他の身分証明書、外国人身分証明書、又はパスポートの写しが付されるものとする。

第5節

代理人による申請の場合、委任状及び、代理人の国民身分証明書の写し、政府が発行するその他の身分証明書、外国人身分証明書又はパスポートの写しが付されるものとする。

第6節

当該権限の付与が外国で成された場合、委任状は権限あるタイ王国大使館又は領事館の職員、委任者が居住する国に所在する商務省事務局の局長、若しくはこれら権限ある者の代理として委任を受けた職員の署名のある証明書によって裏付けられるか、又は委任者の居住する国の法の下で署名を保証する権限のある者により保証されていなければならない。

第1項に定める委任状がタイ王国国内に居住していない委任者により作成された場合、一時的な居住の証明としてのパスポートの写し又はその他、かかる委任の際に委任者が実際にタイ王国に入国したと登録官に納得させるだけの証拠が付されるものとする。

第7節

申請者はまた、補足書類の写しが正確であることの証明も行わなければならない。

補足書類が外国語で表記されている場合、申請者はタイ語への翻訳を提供するものとし、また翻訳者の正確性についての証明書を付すものとする。

第 2 章

地理的表示の登録申請

第 9 節

地理的表示の登録申請には次に掲げる事項が含まれていなければならない。

- (1) 書面の項目に沿った申請者についての詳細
- (2) 原産地を表すために用いる名称、記号又はその他の事物
- (3) 地理的表示が使用される商品の説明
- (4) 地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判、性状又は特性についての詳細
- (5) 地理的表示が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (6) 登録を得んとする原産地の所在についての詳細
- (7) 登録を意図する地理的表示の商品ラベルへの使用を示す詳細
- (8) 署名年月日を付した申請者の署名

第 10 節

登録申請は、次に掲げる文書及び証拠とともに提出しなければならない。

- (1) 申請書の複写 1 枚
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 登録を意図する地理的表示が使用される商品の写真
- (4) 登録を意図する地理的表示が使用される商品のラベルの原本、複写又は写真、ただし表示される文言が明確に読み取れること

第 3 章

公示

第 11 節

登録官は、商務省知的財産局の見やすい場所への掲示又は局長が定めるところのその他の手段によって、第 15 条に定める地理的表示の登録受理についての公示を行うものとする。

第 12 節

第 11 節に定める地理的表示の登録受理についての公示は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 申請の参照番号及び申請日
- (2) 地理的表示の登録受理日
- (3) 申請者の名前、住所又は事業所所在地
- (4) 地理的表示が使用される商品の詳細
- (5) 地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判、性状又は特性についての詳細
- (6) 地理的表示が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (7) 登録を得んとする原産地を明確に示す所在及び地図についての詳細
- (8) 第 15 条の下で登録官により定められた条件
- (9) 登録官が適切とみなし得るその他の事項

第 4 章

登録に対する異議申立及び答弁書の作成

第 13 節

第 16 条に基づく地理的表示の登録に対する異議申立てをするにあたり、異議申立人は根拠を示した異議申立を、その写し及び異議申立人の身分証明書とともに提出するものとする。

第 14 節

地理的表示の登録に対する異議申立が提起される場合、申請者は登録根拠を示した答弁書を提出し、申立人と同数の答弁書の写しを付すものとする。

第 5 章

地理的表示の登録

第 15 節

第 19 条に基づく地理的表示の登録を行う際、登録官は、登録がなされた順番に基づき登録番号を発行するものとする。地理的表示の登録は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 登録の申請番号及び申請の提出日
- (2) 登録番号及び登録日
- (3) 第 9 節 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 及び (6) に定める事項
- (4) 登録を得んとする原産地を明確に示す地図
- (5) 第 15 条の下で登録官により定められた条件
- (6) 登録官が適切とみなし得るその他の事項

第 6 章

上訴

第 16 節

第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に定める登録官の命令又は決定に対して上訴するにあたり、上訴人は訴えの根拠を示した上訴請求をその写しとともに提出するものとする。

第 17 節

上訴提出の限度期間内に、上訴人は訴えの修正の請求をすることができるが、かかる請求が、上訴人の署名を付し、訴えの修正の目的及び理由を示した書面によりなされる場合に限る。

第 18 節

登録官が決定を下す前に、上訴人は、本人の署名を付し、取下げの目的及び根拠を示した書面の提出により、訴えを取り下げることができる。

第 1 項に基づき上訴人が訴えの取り下げのために書面による請求を提出した場合、登録官は、その正確性について審理した後、参考情報として委員会に同上を提出し、そして上訴データベースから当該上訴を削除するものとする。

第 7 章

地理的表示の修正又は取消

第 19 節

第 22 条に基づく地理的表示の修正又は取消の申請にあたっては、その修正又は取消の根拠の提示とともに、また次に掲げる文書及び証拠を付し、申請書を提出するものとする。

- (1) 修正又は取消の申請者の身分証明書の写し
- (2) 意図する修正又は取消が関係する地理的表示についての詳細

第 20 節

委員会が第 22 条に基づき特定の地理的表示登録の修正を決定した場合、第 11 節に定める手続に従い、かかる地理的表示登録の修正の公示がなされるものとする。

第 1 項にいう公示は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 登録申請の番号及び登録の修正申請の提出日
- (2) 登録番号及び登録日
- (3) 登録修正の公示日
- (4) 委員会が修正を命じることについての事項
- (5) 登録官がふさわしいとみなし得るその他の事項

第 21 節

委員会が第 22 条に基づき特定の地理的表示登録の取消を決定した場合、登録官は登録に対し取消事項を入力し、また第 11 節に定める手続に従い、かかる地理的表示登録の

取消の公示がなされるものとする。

第 1 項にいう公示は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 登録申請の番号及び登録の取消申請の提出日
- (2) 登録番号及び登録日
- (3) 登録取消の公示日
- (4) 委員会が命じた取消の対象となる地理的表示
- (5) 登録官がふさわしいとみなし得るその他の事項

第 22 節

地理的表示の取消申請の取下げについては、第 18 節の規定が、必要な変更を加えた上で適用されるものとする。

2004 年 4 月 28 日公布

ワッタナ・ムナグスク

商務大臣

備考

本省令発布の理由は次の通りである。仏歴 2546 (2003) 年地理的表示保護法において、登録申請についての規則及び手続、登録申請において明記されるべき詳細、地理的表示の登録受理の公示についての手続、登録申請の異議申立ての提出についての規則及び手続、登録についての規則及び手続、登録官の命令又は決定への異議申立てについての規則及び手続、地理的表示の登録内容の修正又は取消についての規則及び手続、並びに当該登録の修正又は取消の公示についての手続は、省令に定められる通りに行われる旨規定されているものであり、それゆえ、本省令の発布を要するものである。

仏歴 2547（2004）年 地理的表示に関わる手数料率を定める省令

個人の権利と自由の制限に係る一定の規定を含む、ただしその点に於いてはタイ王国憲法第 29 条が、第 50 条と併せ、法的に認めるものである法律たる、仏歴 2546(2003) 年地理的表示保護法の第 4 条に従い、商務大臣は次の通り省令を発するものである。

第 1 節

手数料を以下の通り定める。

- (1) 地理的表示の登録申請料 各 500 バーツ
- (2) 地理的表示の登録に対する異議申立料 各 500 バーツ
- (3) 登録官の命令又は決定に対する申立料 各 500 バーツ
- (4) 地理的表示登録の修正の申請料 各 200 バーツ
- (5) 地理的表示登録の取消の申請料 各 200 バーツ
- (6) その他の申請料 各 200 バーツ

第 2 節

この省令は 2004 年 4 月 28 日より発効するものとする。

2004 年 4 月 28 日公布

ワッタナ・ムナグスク

商務大臣

備考

本省令発布の理由は次の通りである。仏歴 2546（2003）年地理的表示保護法第 4 条において大臣が当該法付記の料率を超えない範囲で料金を規定する権限を有する旨規定されているものであり、それゆえ、本省令の発布を要するものである。

仏歴 2547 (2004) 年 特定商品を指定し、また同一若しくは類似の地理的表示の使用の規則及び手順を定める省令

個人の権利と自由の制限に関係する一定の規定を含む、ただしその点に於いてはタイ王国憲法第 29 条が、第 50 条と併せ、法的に認めるものである法律たる、仏歴 2546 (2003) 年地理的表示保護法の第 4 条及び第 28 条に従い、商務大臣は次の通り省令を発するものである。

第 1 節

次に掲げる種類の商品は、特定商品として指定されるものとする。

- (1) 米
- (2) 絹
- (3) ワイン
- (4) 蒸留酒

第 2 節

第 1 節にいう特定商品において、既に登録済み若しくは登録申請中である地理的表示と同一又は類似の地理的表示が用いられているが異なる原産地に由来するものについては、当該地理的表示の最後に当該商品の原産地及び生産国が明示されているという条件の下、劣後して登録を得んとする特定商品に対し地理的の使用が認められるものとする。

第 3 節

この省令は 2004 年 4 月 28 日より発効するものとする。

2004 年 4 月 28 日公布

ワッタナ・ムナグスク

商務大臣

備考

本省令発布の理由は次の通りである。仏歴 2546（2003）年地理的表示保護法第 28 条第 1 項において、大臣は任意の種類の商品を特定商品として指定する省令を発布する旨規定されているものであり、また同法第 29 条において、特定商品について、異なる原産地に由来するにもかかわらず同一又は同名の地理的表示を有している場合、かかる商品に対する地理的表示の登録時点より、この場合の地理的表示の使用は、省令に定める規則及び手続に従い行われる旨規定されているものであり、それゆえ、本省令の発布を要するものである。